

神戸市自殺対策推進実務者会議開催要綱

令和5年2月1日
健康局長決定

(目的)

第1条 「自殺対策基本法」に則した自殺予防対策の推進に関する基本的事項について、中長期視点に立ち、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として「神戸市自殺対策推進実務者会議」（以下「実務者会議」という）を開催する。

(委員)

第2条 実務者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者（医学、精神医学、人間科学、教育学、社会福祉等）
 - (2) 保健医療福祉関係者
 - (3) 学校関係者
 - (4) 労働関係機関関係者
 - (5) 民間団体等の代表者
 - (6) 市職員
 - (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が特に必要であると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(オブザーバー)

第4条 実務者会議にはオブザーバーを置くことができる。

(ファシリテーターの指名等)

第5条 主管局長はファシリテーターを指名することができる。

- (2) ファシリテーターは実務者会議の進行をつかさどる。
- (3) 主管局長は、ファシリテーターに事故があるとき、またはファシリテーターが欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名することができる。

(実務者会議の開催)

第6条 実務者会議は、主管局長が必要と認めたときに随時開催する。

(実務者会議の非公開)

第7条 実務者会議は、神戸市情報公開条例（平成13年7月16日神戸市条例第29号）第10条4号に該当するため、これを非公開とする。

(要綱の変更、疑義等)

第8条 本開催要綱の改廃、変更、その他必要な事項は主管局長が定めるものとする。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の開催に必要な事項は主管局長が定める。

附則（令和5年1月24日決裁）

（施行期日） この要綱は、令和5年2月1日より施行する。